

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	宇佐美達朗
論文題目	ジルベール・シモンドンの「関係の实在論」の射程		
(論文内容の要旨)			
本論文は、20世紀フランスの哲学者ジルベール・シモンドン (1924-1989) が、博士学位申請のために書いた主論文『形態と情報の概念に照らした個体化』と副論文『技術的対象の存在様態について』のうち、特に前者で提示した「関係の实在論」を難解とされるシモンドン哲学の根底にあるものと捉え、そこからシモンドン哲学の全体をもう一度検討し直そうと試みる。シモンドンの思想は、一般にジル・ドゥルーズやベルナール・スティグレールの紹介によって知られ、これまで主に個体化論と技術論の枠組みにおいて解釈されてきた。これに対して本論文は、従来あまり注目されてこなかった「関係の实在論」という概念についての考察を深めることで、シモンドン哲学の真の理解へと近づくことを目指している。 また本論文は、従来重要とされながらもあまり研究が進んでこなかったシモンドンという哲学者の思想についての、日本ではじめての博士学位申請論文であり、原典や先行研究を丁寧に読み込みながら、独自の視点を提示しようと果敢に試みた研究の成果でもある。 「関係は存在の身分を持つ」とはどういうことか。これは、従来言われてきたように非実体論的に存在を理解しているだけにはとどまらない。学位論文およびその準備草稿を検討すれば、その射程が存在論のみならず認識論あるいは方法論にまで及んでいることがわかる、と本論文は主張する。序論では、まずシモンドンの定式に内在する難しさを確認した後、彼の著作・草稿など			

の著述過程・出版経緯などをふりかえりつつ、本論文で扱うコーパスについて定義する。第一章「関係の实在論の唯名論的側面——もう一つの来歴」では、まず先行研究で注目されてきたバシュラールとの類縁性に対して疑問を呈し、この科学認識論者の関係の实在論はあくまで論理-数学的な合理性の实在を確認する認識論的過程であるとする。そしてシモンドンがアベラールの唯名論をみずからの实在論の先駆とみなしている点に着目することで、「関係の实在論」が存在論と認識論の両面に及んでいることを示している。第二章以下では、この「関係の实在論」を一つの哲学理論として見たときに問題となる論点について考察している。まず第二章「類比の認識論的価値——アラグマティクスについて」では、サイバネティクスに着想を得たアラグマティクス構想において語られる類比概念を詳述し、それが「同一性の類似」ではなく「比例の一致」であり、例えば光の波動を音波と類比的に考えるのをやめ、はじめて縦波ではなく横波であるとの認識を示した科学者フレネルの思考をその代表例とする。第三章「前個体的实在の身分——相対性と二重性」では、シモンドンの存在論の要と目される前個体的实在を扱っている。議論は、メルロ＝ポンティが呈した歴史的個体化と生物・物理的個体化とが同じかという疑問から始まり、シモンドンの言う個体化が、物理的・生命的・精神-社会的という三つの水準を貫いており、前個体的实在は「存在に生じる一つの位相」として理解されていると主張する。第四章「哲学的範例としての発明——トランスダクションについて」では、個体化の認識様態としてのトランスダクションが扱われる。シモンドン自身この概念をベルクソンの直観と結びつけつつ、それを超えるものとして構想していた点を指摘し、それが「問題の解決」としての発明そのものであり、さらに時間・空間的に同時に存在し得ないものを同時に存在せしめる特殊な「同時性」をはらむものであると

する。第五章「類比的範例主義とメタバシス——哲学の身分」では、ある領域から取り出された範例に領域横断的な普遍性を与える類比的範例主義を扱っている。シモンドンはウィーナーの『サイバネティクス』にまだフランス語訳が存在しなかった極めて早い時期から関心を抱き、しかもそれを新たな『方法序説』のように考えていた。なぜならそこでは別の類への適用（メタバシス）というアリストテレスによって禁じられた操作が採用されているからであり、シモンドンの類比的範例主義もまたそうした方法をとるのである。

シモンドン哲学における「関係」という概念は、それ自体独立して存在する二項の間に事後的に見いだされるような意味での「関係」とは全く異なっている。それは、存在様態として、生成であるかぎりでの存在を意味するものとして理解されている。このように、いわゆる「関係」とは相容れないように定義されるシモンドンの言う「関係」が、それでもやはり「関係」と呼ばれるのは、それが齟齬するオーダーの間で、その齟齬を解決し、それらのオーダーの間に連絡をもたらすものとして概念化されているからである。

以上の考察を通じて、本論文は「関係の実在論」がシモンドン哲学の根幹と呼ばれるにふさわしい実質と射程を備えていることを十分に示していると言えるだろう。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、20世紀フランスの哲学者ジルベール・シモンドン (1924-1989) が、博士学位申請のために書いた主論文『形態と情報の概念に照らした個体化』と副論文『技術的対象の存在様態について』のうち、特に前者で提示した「関係の实在論」を難解とされるシモンドン哲学の根底にあるものと捉え、そこからシモンドン哲学の全体をもう一度検討し直そうと試みる。シモンドンの思想は、一般にジル・ドゥルーズやベルナール・スティグレールの紹介によって知られ、これまで主に個体化論と技術論の枠組みにおいて解釈されてきた。これに対して本論文は、従来あまり注目されてこなかった「関係の实在論」という概念についての考察を深めることで、シモンドン哲学の真の理解へと近づくことを目指している。

「関係は存在の身分を持つ」とはどういうことか。これは、従来言われてきたように非実体論的に存在を理解しているだけにはとどまらない。学位論文およびその準備草稿を検討すれば、その射程が存在論のみならず認識論あるいは方法論にまで及んでいることがわかる、と本論文は主張する。第一章では、シモンドンがアベラールの唯名論をみずからの实在論の先駆とみなしている点に着目することで、「関係の实在論」が存在論と認識論の両面に及んでいることが示される。第二章以下では、この实在論を一つの哲学理論として見たときに問題となる論点について考察している。まず第二章では、サイバネティクスに着想を得たアラグマティクス構想において語られる類比概念を詳述し、それが「同一性の類似」ではなく「比例の一致」であり、例えば光の波動を音波と類比的に考えるのをやめ、はじめて縦波ではなく横波であるとの認識を示した科学者フレネルの思考をその代表例とする。第三章では、シモンドンの存在論の要と目される前個体的实在を扱っている。議論は、メルロ＝ポンティが呈した歴史的個体化と生物・物理的個体化とが同じかという疑問から始まり、シモンドンの言う個体化が、物理的・生命的・精神-社会的という三つの水準を貫いており、前個体的实在は「存在に生じる一つの位相」として理解されていると主張する。第四章では、個体化の認識様態としてのトランスダクションが扱われる。シモンドン自身この概念をベルクソンの直観と結びつけつつ、それを超えるものとして構想していた点を指摘し、それが「問題の解決」としての発明そのものであり、さらに時間・空間的に同時に存在し得ないものを同時に存在せしめる特殊な「同時性」をはらむものであるとする。第五章では、ある領域から取り出された範例に領域横断的な普遍性を与える類比的範例主義を扱っている。シモンドンはウィーナーの『サイバネティクス』に極めて早い時期から関心を抱き、しかもそれを新たな『方法序説』のように考えていた。なぜならそこでは別の類への適用(メタバシス)というアリストテレスによって禁じられた操作が採用されているからであり、シモンドンの類比的範例主義もまたそうした方法をとるのである。

以上の考察を通じて本論文は「関係の实在論」がシモンドン哲学の根幹と呼ばれるにふさわしい実質と射程を備えていることを示している。

また本論文は、従来重要とされながらもあまり研究が進んでこなかったシモンドンという哲学者の思想についての、日本ではじめての博士学位申請論文であり、原典や先行研究を丁寧に読み込みながら、独自の視点を提示しようと果敢に試みた研究の成果であると言えるだろ

う。

ただし今後のさらなる研究の深化が求められる点がなかったわけではない。例えば公聴会では、1) 本論文が主題とした「関係の实在論」とシモンドンの技術論の関係はどうか、2) 同時代に大きな影響力を持っていた構造主義との関係はどうか、3) 筆者が多用する「ねじれ」という表現は果たして適当であるのか、4) 序論を含め、いくつかの箇所で議論が唐突になっている、5) コーパスを絞ったことは、研究上正しい選択だったと言えるが、シモンドンという哲学者の全体像があまり浮かび上がってこない、6) アラグマティクスが最終的にはそれほど重要ではないと言ってしまうが本当にそうなのか、7) サイバネティクス、アフォーダンス、生成論などとの関係をさらに詳しく知りたい、などの指摘があった。とはいえ、申請者はこれらの指摘に対して真摯かつ的確に返答し、当論文の内容を自らの中で十分に咀嚼・消化していることを示した。

調査委員は、評価に値する論文であり、博士論文の水準を十分に満たしているという意見で一致した。よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また令和2年1月28日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降